

行政権力の濫用による競争排除、制限行為の禁止に関する暫定規定

(2019年6月26日、国家市場監督管理総局令第12号公布)

第1条 行政権力の濫用による競争排除、制限行為を予防、制止するため、「中華人民共和国反壟断法（中華人民共和国独占禁止法）」（以下、「反壟断法」という）に基づき、この規定を制定する。

第2条 国家市場監督管理総局（以下、「市場監管総局」という）は、行政権力の濫用による競争排除、制限行為に係る反壟断法執行の責任を負う。

市場監管総局は、反壟断法第10条第2項の規定に基づき、各省・自治区・直轄市人民政府の市場管理監督部門（以下、「省級市場監管部門」と総称する）に、自行政区内の行政権力の濫用による競争排除、制限行為にかかわる反壟断法の法執行の権限を与える。

この規定でいう反壟断法の法執行機関には、市場監管総局と省級市場監管部門を含む。

第3条 市場監管総局は、下記の行政権力の濫用による競争排除、制限行為に対して調査を行い、法により処理の提案を行う（以下、「調査・処分」という）。

（一）全国に影響を及ぼすもの。

（二）省級人民政府が実施するもの。

（三）事件の経緯が複雑で、又は市場監管総局が直接、調査・処分を行うが必要であると判断したもの。

前項でいう行政権力の濫用による競争排除、制限行為について、市場監管総局は、省級市場監管部門による調査・処分を指定することができる。

省級市場監管部門は、行政権力の濫用による競争排除、制限行為を調査、処分するにあたり、自部門の調査・処分の範囲がなく、又は自部門の調査・処分

の範囲に属するが、市場監管総局による調査・処分の必要があることを発見した場合は、速やかに市場監管総局に報告しなければならない。

第4条 行政機関、法令により権限が与えられ、公共事務管理の機能を有する組織は、行政権力を濫用し、次の各号に掲げる行為を実施し、組織又は個人に対し、当該組織が指定する事業者が提供する商品及びサービス（以下、「商品」と総称する）を取り扱い、購入、使用するよう限定し、又は形を変えて限定してはならない。

（一）行政許可を明確に要求、暗示、拒絶又は遅延する、重複検査、プラットフォーム又はネットワークに接続させない等の方式により、特定の事業者が提供する商品を取り扱い、若しくは購入、使用するよう限定し、又は形を変えて限定する。

（二）入札者の所在地、所有制の形式、組織の形式を制限する等の方式により、特定の入札者が提供する商品を取り扱い、若しくは購入、使用するよう限定し、又は形を変えて限定する。

（三）法律・法規の根拠がなく、プロジェクトのデータベース、リストのデータベース等の設置等の方式で、特定の事業者が提供する商品を取り扱い、若しくは購入、使用するよう限定し、又は形を変えて限定する。

（四）組織又は個人に対し、自身が指定する事業者が提供する商品を取り扱い、購入、使用するよう限定し、又は形を変えて限定するその他の行為。

第5条 行政機関、法令により権限が与えられ、公共的問題を管理する機能を有する組織は、行政権力を濫用し、次の各号に掲げる行為を実施し、商品の地域間の自由な流通を妨害してはならない。

（一）他地域の商品に対して差別的な有料項目を設定し、差別的な料金基準を適用し、又は差別的な価格を設定し、差別的な補助金政策を適用する。

（二）他地域の商品に対して、現地の同類商品と異なる技術要件、検査規格を定め、又は他地域の商品に対して重複検査、重複認証等の措置を講じ、他地域の商品が現地市場に進出することを阻害、制限する。

（三）法律・法規の根拠なく、他地域の商品に対する行政許可、届出を行い、又は他地域の商品に対して行政許可、届出を実施するとき、異なる許可又は届

出の条件、手続き、期間等を設定し、他地域の商品の現地市場への進出を阻害、制限する。

(四) 法律・法規の根拠なく、関所の設置、ソフトウェア若しくはインターネットを通じたシールドの設置等の手段により他地域の商品の現地市場への進出、又は現地の商品の他地域の市場への輸送を阻害、制限する。

(五) 商品の地域間の自由な流通を妨害するその他の行為。

第6条 行政機関、法令により権限が与えられ、公共事務管理の機能を有する組織は、行政権力を濫用し、次の各号に掲げる行為を実施し、他地域の事業者の現地の入札活動への参加を排斥又は制限してはならない。

(一) 法により情報を公表しない。

(二) 他地域の事業者が現地の特定の入札活動に参加できないことを明確にする。

(三) 他地域の事業者に対して差別的な資格要件又は審査規格を設定する。

(四) 入札プロジェクトの具体的な特徴と実際の需要に合致しない、又は契約履行と無関係な資格、技術、商務条件を設定することで、他地域の事業者の現地の入札活動への参加を、形を変えて制限する。

(五) 他地域の事業者の現地の入札活動への参加を排斥又は制限するその他の行為。

第7条 行政機関と法律・法規により権限が与えられ、公共事務管理の機能を有する組織は、行政権力を濫用し、次の各号に掲げる行為を実施し、他地域の事業者の現地における投資又は支部の設立を排斥又は制限してはならない。

(一) 他地域の事業者の現地における投資又は支部の設立を拒絶する。

(二) 法律・法規の根拠なく、他地域の事業者が現地で投資する規模、方式及び支部の住所、ビジネスモデル等に対して制限する。

(三) 他地域の事業者の現地における投資又は設立される支部の投資、経営規模、経営方式、税金納付等の面について、現地の事業者と異なる要件を定め、安全生産、省エネルギー・環境保全、品質規格等の面で差別的な待遇を実施する。

(四) 他地域の事業者が現地で投資し、又は支部を設立することを排斥又は制限するその他の行為。

第8条 行政機関、法律・法規により権限が与えられ、公共事務管理の機能を有する組織は、行政権力を濫用し、事業者が反壟断法に定める独占行為を実施することを強制し、又は形を変えて強制してはならない。

第9条 行政機関は、行政権力を濫用し、規定、弁法、決定、公告、通知、意見、議事録等の形式により、競争の排除、制限の内容が含まれている市場参入、産業発展、企業誘致、入札、政府調達、経営行為の規範、資格基準等、市場主体の経済活動に係る規則、規範性文書及びその他の政策措置を制定、公布してはならない。

第10条 反壟断法の法執行機関は、職権に基づき、又は通報、上級機関の引渡し、その他の機関の移送、下級機関の報告等の手段を通じて、行政権力の濫用により競争を排除、制限する行為を発見する。

第11条 行政権力の濫用により競争を排除、制限する疑いのある行為について、いかなる組織、個人も、反壟断法の法執行機関に通報する権利を有する。反壟断法の法執行機関は、通報者のためにこれを秘密として保持しなければならない。

第12条 通報は書面で行い、かつ関連する事実と証拠が提供された場合は、反壟断法の法執行機関は必要な調査を行わなければならない。書面の通報には通常、次の各号に掲げる内容を含む。

(一) 通報者の基本情報。

(二) 被通報者の基本情報。

(三) 行政権力の濫用により競争を排除、制限する疑いのある行為に関する事実と証拠。

(四) 同一の事実について、すでにその他の行政機関に通報し、又は人民法院に訴訟を提起したか否か。

第13条 反壟断法の法執行機関は管轄する案件の受理の責任を負う。省級以下の市場監管部門は、通報資料を受け取り、又は案件の手がかりを発見した

場合は、7 営業日以内に関連資料を省級市場監管部門に提出しなければならない。

被通報者の情報が不完全で、関連する事実が不明確である通報について、受理機関は、通報者に速やかに補正するよう通知することができる。

第 14 条 反壟断法の法執行機関は、行政権力の濫用により競争を排除、制限する疑いのある行為に対して必要な調査を行い、立件するか否かを決定する。

当事者は、前述の調査期間において、すでに関連行為を停止する措置を講じ、影響を除去した場合は、立件しないことができる。

省級市場監管部門は、立件日から 7 営業日以内に市場監管総局に届け出なければならない。

第 15 条 立件後、反壟断法の法執行機関は、速やかに調査を行い、法により関連する組織、個人から状況を調べ、証拠を収集、取得しなければならない。

第 16 条 市場監管総局は、行政権力の濫用により競争を排除、制限する疑いのある行為の調査・処分にあたり、調査を省級市場監管部門に委託することができる。

省級市場監管部門は、行政権力の濫用により競争を排除、制限する疑いのある行為の調査・処分にあたり、調査を下級の市場監管部門に委託することができる。

委託を受けた市場監管部門は、委託の範囲内で、委託機関の名義により調査を実施し、その他の行政機関、組織又は個人に調査を委託してはならない。

第 17 条 省級市場監管部門は、行政権力の濫用により競争を排除、制限する疑いのある行為の調査・処分にあたり、必要に応じて、関連する省級市場監管部門に調査への協力を要請することができる。関連する省級市場監管部門はこれに協力しなければならない。

第 18 条 調査対象の組織及び個人は、意見を陳述する権利を有する。

反壟断法の法執行機関は、調査対象の組織及び個人が提起した事実、理由、証拠について事実確認を行わなければならない。

第19条 反壟断法の法執行機関は、調査を経て、行政権力の濫用により競争を排除、制限する行為に該当すると判断した場合は、関連する上級機関に法による処理の提案を行うことができる。

調査期間において、当事者が自発的に関連行為を停止する措置を講じ、影響を除去した場合は、反壟断法の法執行機関は、調査を終了することができる。

反壟断法の法執行機関は、調査を経て、行政権力の濫用により競争を排除、制限する行為に該当しないと判断した場合は、調査を終了しなければならない。

第20条 反壟断法の法執行機関は、関連する上級機関に法による処理の提案を行う場合は、行政提案書を作成しなければならない。行政提案書には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (一) 主な送付機関の名称。
- (二) 調査対象機関の名称。
- (三) 違法事実。
- (四) 調査対象機関の意見陳述、受け入れ状況。
- (五) 処理の提案と根拠。
- (六) 反壟断法の法執行機関の名称、公印、日時。

前項第5項に定める処理の提案は、具体的で明確なものではなかなければならず、内容として関連行為実施の停止、関連文書の廃止とその社会への公開、文書の関連内容の修正と文書の修正状況の社会への公開等を含めることができる。

第21条 省級市場監管部門は、法による処理の提案を行い、又は調査を終了する前に、市場監管総局に報告しなければならない。法による処理の提案を行った後7営業日以内に、市場監管総局に届け出る。

反壟断法の法執行機関は、行政権力の濫用により競争を排除、制限する行為に該当すると判断した場合は、法により社会に公表する。

第22条 市場監管総局は、省級市場監管部門の行政権力の濫用により競争を排除、制限する行為に対する指導と監督を強化し、法執行の基準を統一しなければならない。

省級市場監管部門は、市場監管総局の関連規定に厳格に従い、行政権力の濫用により競争を排除、制限する行為を調査し、処分しなければならない。

第 23 条 反壟断法の法執行機関が法により実施する調査について、当事者は、関連資料、情報の提供を拒絶し、又は虚偽の資料、情報を提供し、若しくは証拠を隠ぺい、破棄、移転し、若しくは調査を拒絶、阻害するその他の行為がある場合は、反壟断法の法執行機関は、その上級機関、監察機関等に情報を報告することができる。

第 24 条 反壟断法の法執行機関の職員は、職権濫用、職務怠慢、不正行為又は法執行中に知り得た国家機密、営業秘密を漏えいした場合は、関連規定に従って処理する。

第 25 条 本規定は、2019 年 9 月 1 日から施行する。2009 年 5 月 26 日、旧国家工商行政管理総局令第 41 号として公布した「工商行政管理機関制止濫用行政権利排除、限制競争行為程序規定（工商行政管理機関の行政権力の濫用による競争排除・制限行為の制止手続きに関する規定）」、2010 年 12 月 31 日に旧国家工商行政管理総局令第 55 号として公布した「工商行政管理機関制止濫用行政権利排除、限制競争行為的規定（工商行政管理機関の行政権力の濫用による競争排除・制限行為の制止に関する規定）」は同時に廃止する。

出所：

2019 年 7 月 1 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201907/t20190701_303058.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。